

地震

に安心な家へ



岐阜市役所から耐震化支援制度のご案内

昭和56年5月以前に建てられた建物は大地震の際に倒壊する危険性が高くなります。
生命と財産を守るためにも、まずは**耐震診断**を!

昭和56年5月以前の
一戸建て木造住宅の
耐震診断は

無料でできます

※木造住宅以外の場合は、診断費用を一部補助する制度となります。



1 市役所窓口で申し込み **先着順**

印鑑(認印○、スタンプ印×)
家屋の課税明細書が必要です。

2 現地調査(診断)

日程調整の後、診断を行う担当者(建築士)がお宅に伺います。

3 結果の報告

耐震性の診断結果をお知らせします。
補強工事の概算工事費も分かります。

耐震診断を済ませた方に…

補強工事には

補助金
がでます



最大**101.1**万円

工事の着工前に申し込みが必要です。
詳しくは下記までお問い合わせください。

お問い合わせは

岐阜市役所 建築指導課 耐震係 (本庁舎6階)

☎ **058-265-3904** (直通)

詳しくは、市ホームページ

岐阜市 耐震

検索

ブロック塀等撤去費補助金のご案内

地震によるブロック塀等の倒壊被害や、避難時の通行の妨げとなることを防止するため、ブロック塀等を撤去する費用の一部を補助します。

補助対象

道路に面した、高さ60cm以上、長さ1m以上の
ブロック塀等の撤去工事費

- ・ブロック塀等とは、コンクリートブロック造、石造、れんが造、大谷石等の組積造の塀をいい、門柱等も含まれます。
- ・高さを60cm未満とする一部撤去も対象です。
- ・隣地に面する部分等やフェンス等新設の工事費は補助対象外です。

補助金額

「撤去工事費^{*}」と「撤去するブロック塀等の見付面積×1万円」のいずれか少ない額の1/2

最大 30万円

令和元年度までの
緊急措置！

通学路または避難路に面する場合は、

「撤去工事費^{*}」と「撤去するブロック塀等の見付面積×1万円」のいずれか少ない額の4/5

最大 50万円

※消費税は除きます



◎補助申請（工事着工）の前に『事前相談』をお願いします。
（事前相談に来庁の際には、現況写真、課税明細書をご持参ください。）

問合せ先

岐阜市 まちづくり推進部 建築指導課 耐震係（本庁舎 6階）
＜電話【直通】＞ 058-265-3904